



Title	タイにおける「国歌」成立に関する覚え書き：「民族」創造の一表現
Author(s)	赤木, 攻
Citation	大阪外国語大学アジア学論叢. 1992, 2, p. 109-122
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/99650
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

タイにおける「国歌」成立に関する覚え書き

——「民族」創造の一表現——

赤木 攻

はじめに

「国歌」は19世紀以降の近代国家の成立に伴い、その重要な一つの装置として登場してきた。「民族」が近代国家を形成する基礎単位であることは「民族国家」という呼称にもよく表れている。その「民族」という一種の擬制の創造、強化過程において、視覚に訴える国旗とともに、大きな役割を果たしたのが聴覚に働きかける「国歌」である。また、国家間においては、ただ政治的場のみならず、オリンピックのようなスポーツの場にあっても、他に対する自民族=国家のアイデンティティーを主張するという対外機能を負わされている。

小稿は、東南アジアの諸国家のなかでは比較的連續性の濃い歴史を有するタイにおける「国歌」の成立を跡づけるのが目的である。それは、タイという近代国家の成立と大きく関係していると考えるからである。「タイ民族」が本格的な思慮のもとに創造されたのは、確固とした「国歌」の成立とほぼ等しいはずである。つまり、「国歌」の成立と定着は近代的「民族国家」形成のきわめて重要な段階であるとの前提で、「タイ民族」創造の一表現を明らかにする。

I 4つの「準国歌」、～1932

1932年の人民党による立憲革命は、立憲君主制をもたらしたのみならず、「国歌」の歴史をたどる場合にも、大きな分岐点となる。後述するように、「国歌」の性格がそれ以前と以後とでは全く異なるてくるからである。

「民族」を基盤とする近代国家の一要素たる厳密な意味での「国歌」は、立憲革命以前は存在しなかった。しかし、「国歌」に近い形の「準国歌」ないしは

「疑似国歌」の存在としては、次の4つが確認できる。

最も古いものは、ラーマ2世王（在位、1809～1824）時代の「プレーン・ソン・プラスピン〈御夢歌〉」に始まる。この歌曲は「プレーン・プランローイルアン〈浮動月歌〉」などとも呼ばれたが、ラーマ2世王がことのほか好まれた歌曲で、御幸の際などに必ず演奏され、一般には「ラーマ2世王の歌」として有名であった。ただし、ラーマ2世王死去後は、使用されなくなり、1代だけのものであつた [Sukri:5]。

この歌曲の対象はあくまでもラーマ2世王個人であり、国王個人を示すまたは称えるだけの、「準国歌」とさえも呼びにくい歌曲であった。

2つめの「準=疑似国歌」は、ことあろうに、イギリスの国家「ゴット・セイブ・ザ・クイーン（God Save the Queen）」である [Sukri:6]。ラーマ4世王（在位、1851～1868）治世の初めころ、2人のイギリス人兵士（軍事教練教師、一人はThomas George Knox）の指導で、ラッパ隊がこの歌を演奏したことに起因する。1852年に初めて演奏されたといわれている。その後軍隊で頻繁に演奏されるようになり、国王がお出ましの時も、この歌曲を演奏しお迎えするようになった [Sukri:6]。つまり、1852～1871年は、国王を称える歌として「ゴット・セイブ・ザ・クイーン」が使用されたのである。もっとも、採用されたのは旋律だけで、歌詞の方は、プレイヤー・シースントーンウォーハーン（ノーア・アーチャーンヤーンクーン）が作り、曲名も「チョームラート・チョンチャラエーン〈国王に栄あれ〉」と変更した [Sukri:6]。歌詞の意味は、曲名通り、国王の永遠の栄光を詠んだものである。1871年、ラーマ5世王がシンガポールを訪問した際、当地の軍隊が「ゴット・セイブ・ザ・クイーン」で迎えた [Sukri:6]。当時イギリスの植民地であったシンガポールでこの時演奏された「ゴット・セイブ・ザ・クイーン」は、ラーマ5世王に敬意を表するためであったといわれているが、イギリス側の演奏の意図はイギリスの国歌としての演奏であったのかも知れない。

いずれにしても、当時のイギリス国歌が遙か彼方の東南アジアのタイ（当時は、国名は「サヤーム」）で、旋律のみとはいえ、「準国歌」として使用されていたことには注目せざるを得ない。何等の疑問も感じずにイギリス国歌を「準国歌」

として受け容れたことは、当時のサヤーム国に確固たる民族＝国家意識がなかつたことの証左ではあるまい。

初期英国留学生で帰国後秘書官として国王近辺で仕えたチャオプラヤー・パー・サコーンウォン（本名、ポン・ブンナーク、1849～1920）らの影響ですでに民族主義的考え方を理解しつつあったラーマ5世王〔村嶋：120-125、Nakharin：93-94〕にとって、このシンガポールでの経験はショックであり複雑であったにちがいない。

ラーマ5世王は、この「シンガポール・ショック」を機会に、自らを表現する自前の歌曲の必要性を痛感し、帰国直後に音楽家（プラ・プラディットバイロ、プラ・サノドゥリヤーン）たちを招集し「ゴッド・セイブ・ザ・クイーン」に代わる歌曲の作成を求めた〔Sukri:7〕。結果、前に述べたラーマ2世王時代に頻用された「プレーン・ソンプラスビン」（または「プレーン・ブランローイルアン」と呼ばれた）の旋律が選ばれ、新しく「国王讃歌〈プレーン・プラサンラサーンプラバーラミー〉」と命名された。また、従来の旋律に加え西洋風の旋律も作曲され、タイの伝統的楽器で演奏する場合にはタイ風旋律で、西洋楽器で演奏する場合には西洋風旋律が使用された。

1888年に、この「国王讃歌」はパジョー・サツロフスキー¹¹により編曲され、歌詞もナリット新王により新しく作り直された〔Sukri:10〕。この新編が今日でも映画館を初めとしてよく出くわす「カー・ウォーラプッタチャオ・・・」という歌詞で始まる「国王讃歌」である（「国歌」と間違えている人が多いので、注意を要する）。

以上のように、立憲革命以前にあっては、ラーマ2世王時代の「プレーン・ソンプラスビン〈御夢歌〉」、1852～1871年までの「ゴッド・セイブ・ザ・クイーン」、1871～1888年の「国王讃歌」、1888年以降の新「国王讃歌」の4つが「準国歌」として確認される。しかし、どの歌曲も詠う対象は「国王」であり、「民族」ではない。どの歌曲にも共同体としての「民族」をおわす言葉は見いだせない。その意味ではこれらはすべて「国王を賛える歌」であり、いわゆる「国歌」ではない。しかし、そこに「国歌」の萌芽はみられる。とりわけ、「国王讃歌」ないしは新「国王讃歌」は対外的には「国歌」として位置づけられていたようだ、

1907～1914年タイに滞在したドイツ人技師の所有なるカードには、新「国王讃歌」がSiamese National Anthemとして印刷されている [Sukri:9]。ただ、「National Anthem 〈国歌〉」と英訳されたとしても、実質は「国王のための歌」であり、「民族のための歌」ではなかった。

しかし、少なくともラーマ5世王から6世王の時代において「国王讃歌」が「国歌」として扱われた事実を重要視するならば、「民族のための歌」ではないとみるより、当時の「民族」の解釈に立てば「民族のための歌」であったとみる方がより正しいであろう。つまり、萌芽し始めた「民族」意識の内容は国王や王族を中心とした運命共同体であり、「民族」内における生来的な格差の存在を前提としていた。タイ語で「民族」を意味する言葉として本来的には「生まれ」を意味するチャート〈chat〉が採用されたのも、このような「民族」観を背景にじていると考えてよい。ナカリンは当時の「民族」観を次のようにとらえている。国王を「民族」の中心の置き、国王を欠いた「民族」はあり得ず、タイ語を話し仏教を信奉していても、国王に忠実でなければタイ「民族」ではない [Nakhari n:213]。とすれば、タイ「民族」の中心核である国王を称えることは、結局は、タイ「民族」を称えることに等しかった。「国王讃歌」は、だから、「民族のための歌」＝「国歌」として通用したのである。

II 公式「国歌」に向けて、1932～1939

こうした「民族」観を背景にした「国歌」に変革を迫る契機は、やはり1932年の人民党による立憲革命であった。

人民党員の中には、革命前から国王讃歌は「国歌」ではなく、新しい国民＝人民のための歌＝「国歌」が必要であるとの認識があった [Sukri:10-11]。国王を核とする運命共同体とする従来の「民族」観の克服こそが、人民党革命の歴史的意義であった。音楽家プラ・チェーンドゥリヤーン²⁾のところに、人民党員で友人のルワン・テーサコンキット（本名、クラーン・ローチャナセーナー。海軍軍人）が「国歌」の作成を依頼にきたのは、立憲革命計画が秘かに進められていた1932年の初め頃であった [Sukri:10]。フランスのLa Marseillaiseのような

「国歌」を作る要請を行ったルワン・テーサコンキットとその要請にすでに「国王讃歌」があるので必要がないと答えたプラ・チェーンドゥリヤーンとの間には [Sukri:11] 、「国歌」をめぐる理解に差があったことは否めない。もっと言えば、それは新しい「民族」観と伝統的な「民族」観のすれ違いであった。

人民党は「革命」後の新しいタイを象徴する「国歌」の必要性を感じていたのではあったが、結局、同年の6月24日に決行された立憲革命に「国歌」の姿はなかった。「革命」時及び「革命」後しばらく、「民族」精神を鼓舞し国民統一を訴るために曲が流れたが、その曲は伝統的な「プレーン・マハーチャイ（大勝利曲）」のメロディーにチャオプラヤー・タンマサックモントリー（サンン・テープハッサンディン・ナ・アユッタヤー）が詞をつけ「プレーン・チャートマハーチャイ（民族大勝利曲）」と命名した [Sukri:11] にわか作りの「国歌」代替曲であった。その歌詞では、「独立自由なタイ族」や「憲章制定」が詠われており、国王を賛美する言葉はみあたらない。

革命から5日後（28日）、プラ・チェーンドゥリヤーンの元にルワン・テーサコンキットが「国歌」作曲の再度の依頼に来るや、「革命」という状況の変化に、作曲家名を公表しないことを条件に、7日以内の作曲を約束する [Sukri:11] 。そして、苦闘の末、7月4日に作曲が完成し、海軍の楽隊が、7月7日に初めて試しの演奏を行った。翌8日の新聞『シークルン』は、45秒の演奏時間を要するコンパクトな素晴らしい「国歌」が完成し、その作曲者はプラ・チェーンドゥリヤーンである、と報じたため、同じ日、彼は王室大臣から呼び出され、無断で「国歌」を作曲したことを非難される [Sukri:20] 。結局、彼はこの作曲行為がわざわいしてか、同年の10月に公務を解任される。

このプラ・チェーンドゥリヤーンの旋律に、クン・ウイチットマートラー（サガー・カーンチャナーカパン）³⁾ が2節からなる歌詞を考えた [Sukri:20] 。歌詞のなかには、「黄金国」、「タイ族」、「独立」、「血」、「団結」、「勝利」などの言葉がみられるが、「国王」に言及する言葉は見当たらない。このプラ・チェーンドゥリヤーンの旋律とクン・ウイチットマートラーの作詩による「国歌」が、とりあえずは、1932～34年の間人民党指導下に使用される。

ところが、1934年になり、公的に正式に定められた「国歌」でなければならな

いとして、同年8月20日に10名の委員からなる「国歌公募委員会」（委員長はナラーティップポンプラパン親王）が設置される [Sukri:22]。委員会は、当初西洋メロディーのプラ・チェーンドゥリヤーンの曲の他に民族的タイ・メロディーの曲を用意する必要があるとの意見で、トウア・バータヤコーソンに作曲を依頼するが、最終的には「国歌」に2つの旋律があることはよくないとして、従来のプラ・チェーンドゥリヤーンの旋律のみを残すことに結論をみる [Sukri:23]。

同時に歌詞の公募も行われ、委員長のナラーティップポンプラパン親王（ワンワイ殿下）により修正を受けたクン・ウィチットマートラーの歌詞に加えて、チャン・カムウイライ⁴⁾の作詩になる2節が採用され、歌詞は合計4節となった。チャン・カムウイライの歌詞にも、「自主」、「父母」、「民族」、「アユッタヤー」、「血」、「子孫」、「愛國」などの言葉が見当たるだけで、「国王」への言及は全くない [Sukri:25]。

結局、1934年8月20日に発表された「国歌」は、4節からなり、演奏に3分52秒を要した [Sukri:27]。この演奏時間の長さが問題となり、1936年2月5日、パホン内閣は「国王讃歌及び国歌演奏規定」を発表し、完全演奏（4節全てを演奏）と簡易演奏（何節かを省略する）を規定、その場と状況に合わせてどちらかで演奏するとした。政府が述べた簡易演奏を設けた理由は、「概して強大国の国歌ほど短く、弱小国のそれほど長い」からというものであった [Sukri:27]。いずれにせよ、この「国歌公募委員会」の発足と一連の作業は、「国歌」としての公的認知と位置づけることが可能である。

こうして、1932年の立憲革命を契機に従来のタテ格差を内包した「民族」意識は払拭解消され、王制は「民族」内から外に押し出され別立てとなつた。

III 「民族創造」と「国歌」、1939～

1938年12月、プラヤー・パホンポンパユハセーナー第5次内閣を継承してルワン・ピブーンソンクラーム（以下、ピブーン）が政権の座に就くと、過去6年間に立憲革命の精神=立憲君主制が定着したことを確認し、⁵⁾新たに「民族創造」政策を強烈に展開した。ピブーンのこうした考えを如実に示したいい例として、

1939年に、立憲革命記念日である6月24日を「民族の日」と定め、国民の民族意識を高める数々の文化政策を打ち出していったことをあげることができる。その出発点が、「サヤーム（シャム）」と「タイ」の両方が曖昧な基準で適宜使用されてきた国名を「タイ」一つにすることを定めた1939年6月24日の「ラッタニヨム第1号」であった。国名の明確化という作業そのものが「民族」意識の形成と発露を意味した。そこには、ピブーンの並々ならぬ「タイ」民族に対する執着を見て取ることができる。よく、「タイ」とは「自由」を意味するといわれているが、それはいわゆる自由=freedom, libertyではなく、「だれからも自由である、他のだれにも属さない、独立を確保している」という意味での「自由」である。他の民族ないしは国家に隸属することなく、それらと比肩し得る民族=国家の創造こそがピブーンの目標であった。同じ1939年6月24日をピブーンが「諸外国との平等条約完成祝祭日」と銘打ったのも、人民党革命後鋭意努力してきた絶対王制時代に締結した先進諸国との不平等条約の改正に成功し対等関係を樹立できたこと、つまり「タイ」という民族名にふさわしい状況の到来を国民にアピールし、国名「タイ」の明確化を後援したのであった。⁶⁾

この国名の確定について、プレーンとしてピブーンの政策に大きな影響を与えたルワン・ウイチットワータカーンは、次のように述べている [Wicitwatthakan : 41-47]。古来、私たちは2つの国名を有してきた（公には「サヤーム」が使用され、人々は「タイ」を好んで用いた）。「サヤーム」という言葉は、直接的にはタイ族に無関係である。13世紀にタイ族が南下する以前、現在のタイ中央部はコーム（古代クメール）の支配下にあり「サヤーム〈暹〉」と「ラウォー〈羅斛〉」と呼ばれる二地域があった。中国ではこれをまとめて「シエムロー〈暹羅〉」という呼称をこの地域の国家に当てた。また、ヨーロッパ諸国でも、この中国の呼称を略称する形で、「シエム（サイアム）」という呼称が一般化した。しかし、国内自身では、そうした国外での呼称とは無関係に、首都〈クルン〉名を使って、「クルン・スコータイ」、「クルン・シーアユッタヤー」、「クルン・ラッタナーコシン」などと国名を呼ぶのが普通であった。ビルマ（ミャンマー）では、現在でも一般にはタイのことを「アヨータヤー」と呼んでいるのは、あきらかにアユッタヤー時代からの慣習であろう。ラーマ4世王時代になり、外国と

の条約締結国名が問題となり、同王は外国が使用している「サイアム」または「シエム」という呼称に一致するのがよいと判断し、「サヤーム」の国名使用に踏み切ったのであった。以後、外国からは「サヤーム（サイヤム）」と呼ばれるが、国内では、とりわけ話し言葉においては、ほとんどが「タイ」を使用している。結果、民族名と言語名との不一致、2つの国名の混乱などが問題点として存在してきた。「サヤーム」の最大の弱点はその意味する地理的範囲が狭く、「タイ族」が居住する全域をカバーできないことである。民主的国家である以上「世論」⁷⁾に従うべきである。国民「世論」は「タイ」を望んでいる。

ウイチットワータカーンの以上の考えは、民族名と国名を一致させることができ「民族創造」の最初の仕事であったことを物語っている。

当然のことながら、ピブーンの考える「民族」はラーマ5世王から6世王時代にかけて主張された「国王を核とする民族」とは異なっていた。1940年6月24日の「民族の日」の挨拶のなかでピーブーンは、「民族創造」を提唱し、「民族」そのものをきわめて具体的にはぼ次のように説明している [Phibunsongkhram : 3-4]。つまり、個人→家族〈クロープクルア〉→村落〈ムーバーン〉→町〈タムボン〉→郡〈アムパエー〉→県〈チャンワット〉→民族(国家)〈チャート〉という基本構造があり、「民族」も結局は「個人」から構成されている。我々一人一人と「民族」は切り離すことはできない。我々の集合体が「民族」である。従って、「民族創造〈サーンチャート〉」とは、個々人が向上に努めることであり、健康な身体、よき文化、よき倫理、よき文明をもつこと、そしてそのよさは他とは際だって「タイ的」でなければならない。生業に励み経済力をつけ、他民族にひけをとらぬようにしなければならない。タイ(人)は文明民族〈アーラヤチャート〉であり、文明人〈アーラヤチョン〉でなければならない。

また、1940年に制定された「仏歴2483年民族文化育成法」では、文化を「民族の発展、素晴らしい秩序、団結・進歩及び国民の良き倫理を示す性格のもの」と定義し、タイ国民はこの法律に従い定められる文化的服装などといった具体的な諸規則を守らなければ、12バートを越えない額の罰金に処すと定めている。

「民族創造」による西洋諸国と比肩する文明国〈アーラヤプラテート〉の建設が、ピブーンの夢であったといえる。その意味で、「民族創造」はまさに文化運

動であり、「民族」意識の高揚であった。それは、いわば、タイの外に対する精神的自立、対等性の宣言であり、「民族」共同体としてのタイの存在の主張であった。

さて、当然のことながら、こうした「民族創造」は、「国歌」にも影響を及ぼした。特に、「タイ」という国名の正式採用は、クン・ウイチットマートラーの歌詞に2カ所、チャン・カムウィライの歌詞に1カ所でてくる「サヤーム」という言葉と衝突することになった。この他にも、歌詞が長すぎること、クン・ウイチットは自分と妻の名前を歌詞の中に織り込んでいるとの批判などが従来から問題化していたことから、結局、ピブーン政府は、1939年8月26日、「国歌」の歌詞を新しく募集することを発表した（メロディーは、プラ・チェンドゥリヤーン作曲を踏襲）。公募という形をとり、採用作品に1000バートの賞金を用意したところに、ピブーン政府がいかに「国歌」を重視していたかがわかる。

結果、ルワン・サーラヌプラパン（ヌワン・パーチンパヤック）⁸⁾ の作詩（陸軍案として応募された）が採用され、1939年12月10日に「ラッタニヨム第6号」として発表された。「タイ」という民族名ないしは国名が6回も出てくるこの歌詞が現在に至るも使用されている。

つまり、現在の「国歌」は作曲プラ・チェンドゥリヤーン（1932年）、作詩ルワン・サーラヌプラパン（1939年）である。旋律、歌詞ともにいまなお一部に異論が存在しているが、学校や官庁などの公的場所では、朝の8時と夕方6時に、「民族」意識高揚のためこの「国歌」が流されることが多い。

おわりに

タイにおける「国歌」の歴史は、1932年の人民党革命が一つの大きな契機を成している。それ以前のものとしてイギリス国歌「ゴッド・セイブ・ザ・クイーン」をはじめ4つをあげることができるが、公式に定められたわけではなく、権力者である国王を称えることに終始しており、「準国歌」とでも呼んだ方が適切かも知れない。そこには「民族国家」の萌芽を感じることはできるが、あくまでも国王=王族と一般人民を上下に格付けする「民族」観を前提としていた。約20年間

に渡りイギリス国歌の旋律がそのまま使用されていたことは、人民党革命以前の「民族」意識そのものがいかに不徹底であったかを物語っている。

革命直後に人民党の主導で作られた「国歌」は、旋律も西洋的で、歌詞の中にも国王への言及は全くなく、国王に特別の地位を認める「民族」観からの決別が表現されている。

その後も「国歌」は少しの紆余曲折を経るが、決定版は1939年の「ラッタニヨム第6号」で布告されたもので、現在の「国歌」である。この「国歌」はタイ民族という「民族」創造の一つの典型的表現であった。つまり、1938年に登場したピブーン政権による「民族創造」政策をその背景としている。この「民族創造」政策はまさにタイ民族創造を目指した文化革命であった。もちろん、それまでもタイ民族の団結が叫ばれなかったわけではない。しかし、その場合の「民族」創造志向は、前に述べたごとき「民族」観に支配される限界を有していたし、徹底した文化運動ではなかった。その最大の証は、2つの国名の放置であった。公では「サヤーム」が、民間では「タイ」が優勢であったが、その矛盾を真剣に考える試みはなされなかった。「民族国家」にとって致命的な象徴である国名が曖昧なままで放置されてきたことは、「民族」創造や「民族国家」形成そのものが未だ未熟であったといわざるを得ない。1939年の国名の明確化、民族名や言語名との一致化の上に立つ「国歌」の成立は、そうした「民族」創造や「民族国家」形成への徹底的な文化的嘗みの表現であった。

【註】

- 1) タイの王室に仕えていたロシア人と思われるが、氏名の正式な綴りがわからない。
- 2) プラ・チェーンドゥリヤーン（1883・7・13～1968・12・25）、本名は、Peter Feitoでタイ名はピティ・ワータヤコーン。プラ・チェーンドゥリヤーンは欽賜名。アメリカ籍ドイツ人 Jacob Feito（ラーマ5世王時代からの音楽指導者）とタイ籍のモーン人女性との間に生まれる。アッサムチャン校卒業。18才で同校の英語教師。1903年、クロム・ロットファイルワン（国有鉄道局）勤務。1917年、クロム・マホーラソップ（娯楽局）に移り、音楽関係の仕事にたずさわる。1922年プラ・チェーンドゥリヤーンに叙される。

- 3) 1897年7月7日生まれ。父親は判事。1915年、スワンクラーブ学園中等部を卒業、国防省に通訳として士官する。1920年、商務省に移る。1980年7月2日死去。年少のころから本の虫とよばれるほどの書物好きで、その蔵書は膨大であった。公務の傍ら文筆活動にも精を出し、代表作に『ラックタイ』（1929）や『タイ商業史』（1952）がある。映画台本から歌曲の作詞などまであらゆる面の執筆に取り組み、今世紀タイ知識人の一人と評価されている。とりわけ、民族・宗教・国王の3要素でタイという国家の存在原理を説明した『ラックタイ』は、その後の支配イデオロギーの出発点となり今日に及んでいる（赤木攻『タイの政治文化－剛と柔－』勁草書房、1989、85-98頁を参照されたい）。
- 4) 1905年2月21日生まれ。寺院教育で育つ。童謡を中心とした作詞を多く残しているほか、多彩な文芸活動を続けてきた。高齢にもかかわらず、元気という（1988年現在）。
- 5) 現在でも民主主義のシンボルとして、政治活動などによくその場を提供しているラー・チャダムナエーン路の「民主記念塔」は、1939年の6月24日（民族の日）にピブーンが起工式を行い丁度1年後に完成させたものである。塔の高さが24メートルであるようデザインには人民革命日の6月24日にちなんだアイデアが随所に見られる。タイへの西洋的代表制原理導入を担った人民党の自負心とピブーンの近代国家建設へのはやる気持ちが反映されているといえよう。
- また、1941年6月24日の「民族の日」に出版配布された政府広報誌『民族創造時代タイ』も立憲革命後の9年間の政府の実績（立憲制の定着、民政）を評価し、「民族」創造時代に入っていることを強調しているが、最初のグラビアを飾っているのは「民主記念塔」のカラー写真である。
- 6) タイにおける国名をめぐる論議は、その後も続いた。1949年、1968年、1974年のそれぞれの年における憲法起草の段階で問題になった。国名論争については、さしあたり、スポット・ダントラクーン編『タイかシャムか：プリーディー・パノムヨンの覚え書き及び1961年憲法起草委員会議事録』サンティタム、1985を参照されたい。
- 7) タイで「世論〈マティマハーチョン〉」なる言葉が社会に定着し始めたのは、ピブーンが首相として登場したころからである。知識人や政治家が「世論」なる言葉にからませて意見を主張し始めた。なお、この言葉を考案したのはナラーティップンプラバン親王である。

8) 1896年8月24日生まれ。1911年にスワンクラープ学園の教員となり、後に陸軍士官学校に移りタイ語と英語を教える。1951年には広報局長に抜擢される。文芸活動に力を入れ、宗教や女性をテーマとした作品を数多く著わした。様々な雑誌に関係したが、週刊誌『サーラーヌクーン』を主宰した。1954年6月14日逝去。

【引用文献】

- Nakharin Mektrairat : ナカリン・メークトライラット『1932年シャム革命における思想と政治権力』(タイ文) タイ国社会科学協会シャム学研究所、1990。
- Phibunsongkhram : ルワン・ビブーンソンクラーム「挨拶」『憲法記念』第2巻第2号、1940、1-12頁。
- Sukri Caroensuk : スックリー・チャラエーンスック『プレーン・チャート(国歌)』(タイ文) Dr,Sax, 1989.
- Wicitwatthakan : ルワン・ウイチットワータカーン「“タイ”というわが国の名称」『憲法記念』第2巻第2号、1940、41-47 頁。
- 村嶋英治：「現代タイにおける国家的イデオロギーの形成」日本国際政治学会編『国際政治 84号 アジアの民族と国家 東南アジアを中心として』1987、 118-135頁。

A NOTE ON HISTORY OF NATIONAL ANTHEM OF THAILAND

—AN EXPRESSION OF NATION BUILDING—

Osamu Akagi

The aim of this short paper is to describe a history of national anthem of Thailand, one of the unique states in Southeast Asia. Because the national anthem has a close correlation with every stage of modern state building.

The People's Party Revolution in 1932 was a big turning point for a history of national anthem in Thailand. All the four Thai national anthems before 1932 such as God Save The Queen and so on sang only the King's eternal glory. Even though we could find a young sprout of nation consciousness in them, the view on nation that ranked king and people up and down were presupposed. The fact that the melody of God Save The Queen had been used as national anthem for about 20 years means the weakness or incompleteness of nation consciousness at that age.

In case of the new national anthem that was made directly after 1932 by the People's Party, its melody was western style and its text did not refer to the king at all. After much meandering the definitive version was officially proclaimed in the form of the cultural edicts called *Ratthaniyom* in Thai in 1939. The 1939 version was a result of the decision that preferred Thailand to Siam as the official state name. It was the first time for Thailand to consider seriously the discrepancy between the state name and the name of nation or language. The 1939 national anthem was a good mirror of the Thai nation building policy

under *Phibunsogkhrām*'s strong leadership.